

議会運営委員会会議録

平成23年2月22日(火)

(開 会) 16:12

(閉 会) 16:29

○委員長

只今から、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

追加議案についての説明を求めます。

○総務課長

お配りしております議案概要で、説明させていただきます。議案第37号飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員について育児休業等を取得できることとするものでございます。以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、追加議案の上程時期並びに付託委員会について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

ただ今説明のありました追加議案につきましては、2月25日の本会議の一般質問終了後、すでに上程されております議案の質疑、委員会付託のあと、提案理由説明、質疑ののち、総務委員会に付託していただいております。ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。追加議案の上程時期並びに付託委員会については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、追加議案の上程時期並びに付託委員会については、そのように決定いたしました。

次に、平成23年度関係議案に対する質疑通告について事務局から報告させます。

○議会事務局次長

平成23年度関係議案に対する質疑通告につきましては、提出がございませんでしたので、25日に行われる議案に対する質疑の際、議長において「質疑通告がございませんので、質疑を終結いたします」という議事進行となりますので、よろしくお願いいたします。以上、報告を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、平成23年度関係議案に対する質疑通告については、ご了承をお願いいたします。

次に、意見書案の取り扱いについて、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

お手元に配付しておりますとおりに提出された意見書（案）が10件ございます。

案件に記載の（１）の「JKA交付金制度の改善を求める意見書(案)」及び（２）の「公営競技納付金制度の改善を求める意見書（案）」以上2件が民主党の松本委員から、（３）の「コメの戸別所得補償制度の見直しを求める意見書（案）」、（４）の「公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書（案）」、（５）の「子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンの定期接種化を求める意見書（案）」、（６）の「若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書（案）」及び（７）の「離島振興法の抜本改正及び総合的な離島振興策の推進を求める意見書（案）」以上5件が、公明党の八児委員から、（８）の「明星寺地区の採石場に反対する意見書(案)」及び（９）の「TPP（環太平洋連携協定）への参加に反対する意見書(案)」が、日本共産党の川上委員から、（10）の「TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する意見書（案）」が秀村議員からそれぞれ提出されております。

以上、ご審議方よろしくお願いたします。

○委員長

事務局の説明が終わりましたので、「JKA交付金制度の改善を求める意見書(案)」及び「公営競技納付金制度の改善を求める意見書（案）」以上2件について提出者から補足説明があれば、お願いたします。

○松本委員

お疲れ様でございます。この2件は、最初にJKA交付金制度の改善を求める意見書案、これにつきましては経済産業大臣あてにお願いをしたいというふうに思います。これにつきましては、競輪とオートが同じ所管となっておりますが、競輪の方は決まっておるやに出しております。しかし、オートレースの方もぜひそういったことではお願、同様の対応をお願いをしたいという主旨がまずでございます。次に、公営競技納付金制度の改善を求める意見書、これにつきましては総務大臣あてにお願いをしたいというふうに思っております。これにつきましても、もう公営競技で示されております不況について、ぜひこの納付金についてもお願いをしたいというのが趣旨でございます。よろしくお願を申し上げます。

○委員長

次に、「コメの戸別所得補償制度の見直しを求める意見書（案）」、「公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書（案）」、「子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンの定期接種化を求める意見書（案）」、「若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書（案）」及び「離島振興法の抜本改正及び総合的な離島振興策の推進を求める意見書（案）」以上5件について、提出者から補足説明があれば、お願いたします。

○八児委員

すいません、今回5件をあげさせていただいております。十分ご審議いただいて、ご賛同いただきますようよろしくお願申しあげます。

○委員長

次に、「明星寺地区の採石場に反対する意見書（案）」及び「TPP（環太平洋連携協定）への参加に反対する意見書(案)」以上2件について、提出者から補足説明があれば、お願いたします。

○川上委員

まず明星寺地区の採石場に反対する意見書について、代表して川上の方からご説明をさせていただきますと思います。まず、本意見書案は昨年9月定例会において採択をした明星寺地区の自然環境破壊及び地域住民の安全安心な生活を脅かす事業の実施に反対する決議があげられたわけですが、続いて11月には田中副市長名の要請書が県知事に提出されました。その内容は、違法行為には厳正に対応するよう求める内容だったわけです。こういう状況がある

にもかかわらず、ことしの1月30日住民の決起大会がありました。これはどういう事情かと申しますと、市議会の決議、市の要請があつたにもかかわらず、住民被害の現状がおさまらない。それどころか、ひどくなり今後の不安が高まっておるといふ状況があるからであります。私は、嘉飯山砂利建設と新進工業が本質的に、一体的に事業活動しているといふふうに思うわけですけれども、この意見書は2枚目に知事への要請内容の要点を書いております。要請内容は2点あります。その1点目は、嘉飯山砂利建設株式会社の採石業認可を中止していただきたいということです。これについては、意見書の中にも表現しておりますけれども、理由の1点は先ほども申し上げましたように、9月以降も住民被害が続き苦しみが増しているということがあります。2点目は、嘉飯山砂利建設の採石業違反行為について書いてあるわけですが、違法採取の土砂を公共工事に持ち込んだということを書いておりますけれども、これについては平成21年12月に福岡県が国土交通省遠賀川河川事務所に通報したことが確認できています。つまり明星寺地区で違法採取された土砂を、嘉飯山砂利建設が中間支所管内の堤防工事に持ち込んだわけでありまして、これは県の森林保全課が確認し、採石法に基づいて国に通報しております。その後昨年のごとくですけれども、9月から10月にかけて明星寺北谷にある市のため池ですが、その保全に必要な土地で福岡県や市の許可なく採集された土砂を明星寺川調整池工事に販売していることを、県森林保全課が確認して飯塚県道整備事務所に通報しております。こういう違法行為が見られるということです。それから、県知事への要請内容の2点目は、新進工業の採石場拡張を許可しないように求めるということなんですけれども、その1点はまず状況なんですけれども、先ほども申し上げましたけれども議会の反対決議や副市長名の要請書にもかかわらず、住民大会の直前1月24日に拡張申請が福岡県の方に提出されています。現在は書類不備ということで調整中というふうに市の担当から伺っています。それで、許可しないように求める基本的な立場としては、新進工業が採石法に違反して区域外採取を繰り返してきたということです。2点目は、県が区域外採取のエリアを放置することはよくないので採石法の網をかけて行政指導ができるように、事業区域の拡張を指導しようとしているという論調があるんですけれども、そうしますと許可を受けた場所以外の土砂採取を禁じた採石法に矛盾するのではないかと指摘が必要だと思います。それから最後ですけれども、採石場拡張の区域にはご承知のとおり無許可設置され無許可営業に使われた瓦れき類破砕機が2機既に設置されたままであって、こういう住民や地元の自治体にも不信を買うような状況のままになってるわけですから、この採石場拡張は許可すべきでないという趣旨であります。次にTPPにつきましては、昨年共産党として昨年12月議会に提出をいたしました。残念ながらこのときには合意に至らずですね、不採択ということになったんですけれども、その後情勢の進展見ますとどうしても議会として議決をとるか、採択をしていただく必要があるのではないかとということで再度提案をさせていただいております。両意見書ともぜひ御賛同いただきたいと思っております。以上で終わります。

○委員長

次に、「TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する意見書(案)」について、補足説明を受けるため、本委員会として秀村議員に出席を求めることにご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として秀村議員に出席を求めることに決定いたしました。秀村議員、提出者席へご異動ください。提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○秀村議員

1件TPPへの対応に関する意見書を提出させていただいております。ご審議いただきご賛同をよろしくお願いいたします

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。意見書(案)10件については、各会派に持ち帰っていただき、後日の委員会で賛否を確認したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案の取り扱いについては、そのように決定いたしました。

次に、意見書案に対する賛否締切り日について事務局より説明させます。

○議会事務局次長

ただいまご審議いただきました意見書案10件につきましては、3月4日金曜日の午後5時までに賛否を報告いただきたいと思いますと考えております。ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。意見書案に対する賛否締切り日については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案に対する賛否締切り日については、そのように決定いたしました。なお、各会派、お集まりの折りに、ご協議されまして、先ほど協議いただきました10件の意見書案に対する賛否を事務局まで報告いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次にその他でございますが、次回の議会運営委員会は、3月8日火曜日の本会議最終日、開会前の9時30分に開会を予定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件については継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。